

国内外情報

EU の硝酸塩指令実施状況 2000 年報告書の概要

西 尾 道 徳*

EU の硝酸塩指令（1991 年公布）は，加盟国に 4 年ごとに法律の実施状況を報告することを規定している。第 1 回報告は 1996 年 6 月末を期限として各国から提出され，既に欧州委員会からまとめが出されている (COM(97)473)。第 2 回は 2000 年 6 月末を期限とし，そのまとめが欧州委員会から 2002 年 7 月に出された (European Commission: Implementation of Council Directive 91/676/EEC concerning the protection of waters against pollution caused by nitrates from agricultural sources. Synthesis from year 2000 Member States reports. COM(2002) 407 final. (2002) 45pp.)。ただし，イギリスは期限の 1 年後でも報告書を送付していない。これは，硝酸塩脆弱地

Michinori NISHIO: Outline of Report from European Commission on Implementation of Nitrate Directive

*筑波大学農林工学系（305-8572 つくば市天王台 1-1-1）

2002 年 9 月 26 日受付・受理

日本土壌肥料学雑誌第 73 巻第 6 号 p. (2002)

帯指定の仕方が法律違反とする欧州裁判所の判決への対応を確定させるのを待ったためであろう（西尾道徳(2002)土肥誌 73: 参照）。このため，以下の記述でイギリスは除外されている。

EU の水系に投入されている窒素の 50～80%は農業に起因していると試算されている。欧州委員会は各国の報告書とは別に，EU の各種データを用いて独自に調査を行うと同時に，各国に所在する非政府機関に当該国の硝酸塩汚染の状況についての文献調査を委託している。今回のまとめでは，まずこれらを総合して EU の硝酸塩汚染の現況を述べている。例えば 2000 年夏のヨーロッパの海洋におけるクロロフィル a の衛星写真によって，北海，バルト海，ドーバー海峡等の沿岸が強く汚染されていることを示している。そして，1997 年のヨーロッパ大陸における酸性降下物の分布，EU 農地における窒素投入量と余剰窒素量の分布に関する地図を掲載している。これらから上記沿岸域の汚染が納得できる。

加盟国は概ね水質モニタリングネットワークを整備した(100～200 km²に1か所が良いとしている)。ただし，ネットワークを全国に均等に配置せず，偏らせている国がある（ドイツ，ギリシャ，ポルトガル，イタリア）。1996-98 年時点で，地下水では EU 全体の観測地点の約 20%が 50 mg 以上，40%が 50 mg NO₃ L⁻¹ 以上であった。表流水では，観測地点の 60%

強（その大部分は山岳地帯）が， $10 \text{ mg NO}_3 \text{ L}^{-1}$ 以下であったが，6 か国の農業地帯（デンマーク，オランダ，ベルギー，フランス，スペイン，ギリシャ）では 25 mg 以上のケースが多く，なかには $40 \text{ mg NO}_3 \text{ L}^{-1}$ 以上のケースもあった．欧州委員会は独自に指定すべき硝酸塩脆弱地帯案を有しており，各国の硝酸塩脆弱地帯の指定状況（国全体の指定も可）と欧州委員会の案を対比した地図も掲載している．

各国の行動計画をみると，家畜ふん尿散布の規制は比較的良好なもの，化学肥料の施用規制に不備が多いとしている．そして，要求量の2倍も窒素を施用しているケースも多いため，施肥量の削減によって収量減が生じたとの報告はないとしている．行動計画遵守によって生じた追加コストを試算した事例は少ないが，冬作の被覆作物栽培，バッファゾーン管理，ふん尿の貯留装置の増設などで，追加コストは年間 $50 \sim 150 \text{ ユーロ/ha}$ だとしている．そして，農業者が行動計画を遵守したからない理由としては，コスト面よりも労働力負担の増加の方が大きいとしている．

最後に EU15 か国の硝酸塩指令に対する遵守状況をまとめている．どの国の対応にも全ての項目について指令に正しく従っていない部分があると，欧州委員会に指摘されている．その中で違法だと指摘されながら，是正していない国の数は，水系のモニタ

リングで 9 か国 , 硝酸塩脆弱地帯の指定で 7 か国 , 優良農業行為規準で 1 か国 , 行動計画で 12 か国 , 実施状況報告書の提出で 5 か国に達している .

本報告書は EU の硝酸塩汚染の現状に関する優れた資料であり , <<http://europa.eu.int/comm/environment/water/water-nitrates/report407parta.pdf>>と , <--/report407partb.pdf>から入手できる .